

現場施工期間に関する特記仕様書

- 1 この特記仕様書は、現場施工期間に関し必要な事項を定める。
- 2 この特記仕様書は、次の工事に適用する。
工事名 埼玉県立がんセンター通院治療センター他ダクト保温材交換工事
工事場所 埼玉県北足立郡伊奈町小室780番地
- 3 本工事の施工条件は次のとおりとする。
 - (1) 作業可能とする期間
現場施工期間契約日から令和3年11月28日まで
原則として上記作業可能期間内の休日
 - (2) 作業不可となる期間
ア イベントなどが実施されており騒音発生作業等により病院運営に支障を与える期間
イ 停電等が実施されており、作業を行うのが困難な期間
① 終日作業不可日
令和3年10月9日～11日
 - (3) 工事工程の詳細は、施設管理者と調整の上、決定する。
なお、施設管理者との調整の結果、夜間作業が発生する場合は設計変更に係る協議の対象とする。
- 4 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。